

事業名	事業内容	利用方法	実施場所	実施日時			対象				備考
				平日（土曜日含む）	休日（日・祝）	夜間対応	未就学児			就学児（小6まで）	
							保育施設利用者	幼稚園利用者	在宅子育て家庭		
一時預かり事業 （保育施設・一時保育）	保護者の用事やリフレッシュ等で一時的に家庭で保育することが困難で、同居の親族に保育できる方がいない場合に子どもを預かる	区立：事前登録の上、利用日当日の午前9時までに電話・web・LINEで利用予約（LINE予約は7月利用登録開始予定） 私立：事前登録の上、実施園に直接利用予約	区立保育園、私立保育園の一部	○ 時間：9:00～17:00	×	×	×	×	○	×	
一時預かり事業 （保育施設・短期特例保育）	保護者や保護者の親族が病気等で入院した時など一時的に保育できない場合に子どもを預かる	利用日の前日正午までに区役所またはすこやか福祉センターに申し込み	区立保育園、私立保育園の一部	○ 時間：7:30～18:00	×	×	×	×	○	×	
一時預かり事業 （児童館）	保護者の仕事やリフレッシュ、通院など一時的な用事等のために子どもを預かる	事前登録の上、利用日の前日までにweb・電話・メールで利用予約	南中野児童館、みずの塔ふれあいの家	水曜日、土曜日 時間：10:00～16:00	×	×	×	×	○ ※満1歳から	×	
ファミリー・サポート事業（一般援助活動）	保育園・幼稚園送迎、学童迎えとその後の子どもの預かり、保護者の短期、臨時就労時、リフレッシュ等保護者の外出時の子どもの預かりなどを行う	①社協の講習会に参加し会員登録 ②社協に利用申し込み ③社協から紹介された会員と詳細打ち合わせ ④利用連絡	協会員宅（場合により利用会員宅）	○ 時間：会員同士の話し合いにより決定	○ 時間：会員同士の話し合いにより決定	24時までの協会員が可能な時間	○	○	○	○	協会員が少なく、マッチングに課題あり
ファミリー・サポート事業（特別援助活動）※病児利用	・病気の子どもの預かり、保育所等から呼び出しを受けるなど、緊急時の病気の子どもの迎えやその後の短時間預かりなどを行う ・保護者の残業などによる緊急時の子どもの迎えやその後の短時間預かりなどを行う	①社協の講習会に参加し会員登録 ②社協に利用申し込み ③社協から紹介された会員と詳細打ち合わせ ④利用連絡	利用会員宅	○ 時間：8:00～18:00 ※土曜日は12:00まで	×	×	○	○	○	○	協会員が少なく、マッチングに課題あり
ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）	日常生活上の突発的な事情やリフレッシュ等の目的により、ベビーシッターを活用した場合に利用料の一部を補助する	事業者へ直接依頼	利用者宅	○ 時間：ベビーシッターによる	○ 時間：ベビーシッターによる	ベビーシッターによる	×	×	○	×	東京都の認定事業者を利用する場合のみ補助
ベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型）	0歳児から5歳児の保護者が、保育施設の代替手段としてベビーシッターを利用した場合に利用料の一部を補助する	事業者へ直接依頼	利用者宅	○ 時間：ベビーシッターによる	○ 時間：ベビーシッターによる	ベビーシッターによる	○	×	×	×	保育認定を受けた保護者のうち、夜間の時間帯（午後10時から翌朝7時まで）に週に1回以上就労等の理由で保育を必要とする保護者で、東京都の認定事業者を利用する場合のみ補助
子育て家庭ホームヘルプサービス【ひとり親】	・保護者（同居している祖父母を含む）がけがや病気のため、また、親戚等の冠婚葬祭に出席するため子どもの世話ができない場合にヘルパーを派遣する ・子どもがけがや病気だが、保護者の勤務等により世話ができない場合にヘルパーを派遣する	事前登録の上、事業者へ申し込み	利用者宅	○ 時間：7:00～22:00	△ 一部の事業者のみ可 時間：事業者による	×	○	○	○	○	家事援助もあり
子育て家庭ホームヘルプサービス【ひとり親家庭以外】	子どもがけがや病気だが、保護者の勤務等により世話ができない場合にヘルパーを派遣する	事前登録の上、事業者へ申し込み	利用者宅	○ 時間：7:00～22:00	△ 一部の事業者のみ可 時間：事業者による	×	○	○	○	○	家事援助もあり 保護者の勤務証明が必要
病児保育	保護者の勤務等により世話ができない場合に、病気の回復期に至っていない子どもを預かる	事前登録の上、前日までに実施施設に電話で利用予約	総合東京病院	○ 時間：9:00～17:00	×	×	○ ※満1歳から	×	×	×	病児保育が可能である医師の証明が必要
病後児保育	保護者の勤務等により世話ができない場合に、病気の回復期にある子どもを預かる	事前登録の上、前日までに実施施設に電話で利用予約	仲町病後児保育室 聖オディリアホーム乳児院	○ 時間：仲町8:00～18:00、 聖オディリア8:30～18:00	×	×	○ ※生後6か月から	×	×	×	病後児保育が可能である医師の証明が必要
休日保育	休日に保護者が就労等の事情で家庭において育児が困難なときで他に保育をする方がいない場合に、保護者に代わって保育園で一時的に預かる	事前登録の上、メール・FAXで予約期間内に利用予約	打越保育園	×	○ 時間：7:15～18:15	×	○ ※生後8か月から	×	○ ※満1歳から	×	
年末保育	12月29日・30日に保護者が就労その他、やむを得ない事情で家庭での育児が困難なときで他に保育をする方がいない場合に、保護者に代わって保育園で一時的に預かる	区役所に事前申し込み	年度による	×	12月29日、12月30日のみ	×	○	×	×	×	
ショートステイ	保護者の入院、宿泊を伴う出張など、やむをえない事情で一時的に子どもの世話ができない場合に、宿泊により一定期間預かる	利用する日の3日前までに区役所またはすこやか福祉センターへ来所して予約（協力家庭を利用する場合は7日前までに子ども・若者支援センターへ相談）	聖オディリアホーム乳児院、中野区さつき寮、協力家庭宅	○ 時間：24時間	○ 時間：24時間	○	○	○	○	○	利用要件のわかる書類（診断書、出張命令等）が必要 3歳以上であれば、保育園や学童クラブ等から実施施設へのお迎え可能
トワイライトステイ	保護者が仕事、病気等の理由により、夜間の時間帯において一時的に子どもの世話ができない場合に預かる	事前登録の上、前日までに実施施設に電話・メール・直接来所して利用予約	中野区さつき寮	○ 時間：17:00～22:00	×	△ 22時まで	△ 3歳以上	△ 3歳以上	△ 3歳以上	○	月5回まで 保育園や学童クラブ等から実施施設へのタクシーによるお迎えサービスあり